



担 当	いわき労働基準監督署
	副 署 長 馬場 正博
	第一方面主任監督官 松尾 佑輔
	電話 0 2 4 6 2 3 2 2 5 5

最低賃金法違反被疑事件を書類送検

～労働者11名に対する26か月の賃金不払の疑い～

いわき労働基準監督署（署長 針生達矢）は、本日、下記の最低賃金法違反被疑事件を福島地方検察庁いわき支部に書類送検した。

記

1 被疑者

株式会社古川精機

本 社：東京都大田区西六郷三丁目32番7号

いわき工場：福島県いわき市平赤井字畑子沢1番地63

事業内容：一般機械器具製造業

同社 総務部マネージャー A（58歳・男性）

2 事件の概要

株式会社古川精機の総務部マネージャーAは、福島県最低賃金（ ）の適用を受ける同社の労働者11名に対し、令和3年3月21日から令和5年5月20日までの期間における賃金総額約4,184万円について、それぞれの所定支払期日（毎月20日締め、翌月5日支払い）にその全額を支払わず、その結果、最低賃金法で定める福島県最低賃金以上の金額で賃金を支払わなかった疑い。

（ ）なお、当時の福島県最低賃金額は、次のとおり定められていた。

時間額 800 円（令和2年10月2日から令和3年9月30日まで）

時間額 828 円（令和3年10月1日から令和4年10月5日まで）

時間額 858 円（令和4年10月6日から令和5年9月30日まで）

3 罪名・罰条

最低賃金法違反

同法第4条第1項（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

同法第42条（両罰）

4 関係法令

最低賃金法（抄）

第4条（最低賃金の効力）

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（第2項～第4項 略）

第40条（罰則）

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

第42条（両罰）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。